

清瀬市立清瀬中学校 学校管理運営規定

(目的)

第1条 この規程は、法令及び清瀬市教育委員会規則等に定めるところに従い、清瀬市立清瀬中学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

(事案決定)

第2条 本校における事案決定は、清瀬市立学校事案決定規程（改訂平成31年3月22日教委訓令第4号）等に基づき、原則として文書により行う。

(校長)

第3条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 校長は、学校の教育活動その他の学校運営を組織的・計画的に行うため、学校の経営計画を策定し公表する。

3 校長は、所属職員に自己申告書を提出させ、校務分掌の遂行にあたり指導・助言をし、学校経営を行うものとする。

(副校長)

第4条 副校長は、校長を助け、校務を整理し、校長の命を受け所属職員を監督し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。

(主幹教諭)

第5条 主幹教諭は、上司の命を受け、担当する校務を統括処理するとともに、担当する校務に関する事項について、副校長を補佐し、所属職員（清瀬市立学校の管理運営に関する規則〔改正令和2年2月28日教委規則第6号〕第16条及び第17条に規定する職員を除く。）を指導及び監督する。

(校務分掌主任)

第6条 校務分掌主任は当該分掌に定められた事項について、企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導及び助言する。

(校務分掌組織)

第7条 校務に関する分掌組織は、次の各号のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは統合し、その一部を置かないことができる。

(1) 学年・組 第1学年、第2学年、第3学年、1組

(2) 部 別途定める

(3) 教科等 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、技術・家庭、保健体育、外国語（英語）、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間

(4) 経営会議 校長、副校長、主幹教諭（主任教諭）、事務主事、用務主事等で組織し、次の事項を定期的及び緊急時に開催し協議する。

ア 校長の経営方針を確認するとともに、校務全体の教育課題への共通理解を図る。

イ 職員室及び事務室、用務主事室、給食室等の相互の連絡調整を図り、円滑かつ効率的な学校運営を推進する。

(5) 企画会議 第9条の規定による。

(6) 学校運営連絡協議会、学校評価委員会、学校サポートチーム、いじめ防止対策委員会 別途規程で定める。

(7) 学校給食運営協議会 別途規定で定める。

(8) 学校保健委員会 別途規程で定める。

(9) 職員会議 第10条の規定による。

(10) 特別支援教育に関する校内委員会 別途定める。

(11) 各種委員会 別途定める。

(12) その他 校長が必要と認めた場合は、その他の分掌組織を設置することができる。

(事務室)

第8条 事務室の事務は、庶務、予算執行、福利厚生、旅費、給与及び施設その他の事務とする。

(企画会議等)

第9条 企画会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効率的な学校運営を推進する。

2 企画会議の構成員は、校長、副校長、主幹教諭、各分掌主任、各学年主任、事務主事及び校長が必要と認める職員とする。

3 定例会は、原則として毎週1回開催する。

4 企画会議は、副校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

(職員会議)

第10条 職員会議は、校長の補助機関であり、決定権限を有するものではない。

2 職員会議は、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

3 職員会議の構成員は、常勤の教職員とする。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

4 定例会は、年間計画に基づき原則として月1回開催する。なお、長期休業中を活用し、学期中の会議の精選を図る。

5 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。

6 職員会議の司会は、校長が選任する。

7 校長が記録者を選任し、記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、校長に提出し記載内容の確認印を受ける。

- (1) 記録者は、結論に至る会議の要旨を正確に記述するものとする。
- (2) 職員会議での発言は教育公務員として自覚をもつもので、発言内容について、発言者個人が責任をもつものとする。
- (3) 会議録には、記録者名を記し、必要に応じて提案、説明文書等を添付する。
- (4) 職員会議記録簿の管理は、副校長が行う。
- (5) 職員会議記録簿の様式は校長が定めるものとする。

8 会議の効率化及び周知の徹底を図るため、報告や提案及び相談に関する事項は、原則として事前に次の手続きを踏むこととする。

- ① 素案の段階で、概要について、担当部署を統括する主幹（主任）教諭が、校長・副校長に具申する。
- ② 校長・副校長が素案を了承する。
- ③ 担当部署を統括する主幹（主任）教諭は、原案を企画会議で提案する。
- ④ 担当部署を統括する主幹（主任）教諭または担当者は、職員会議において決定事項を全教職員に対して周知する。

(分掌組織)

第11条 分掌組織は、次のとおりとする。ただし校長が必要と認める場合は改変することができる。

<組織図> 略

(年間授業計画等の作成)

第12条 学校は、年間授業計画を作成するとともに、週ごとの指導計画を作成するものとする。

(人事)

第13条 分掌組織を構成する人事については、清瀬教育委員会の権限に属するもの（必置主任）の他は校長が定める。

(予算)

第14条 校内予算の構成等については、清瀬市立学校事案決定規程に基づき、校長及び副校長の決裁により、適正かつ効果的な運営を図る。

(校内規程)

第15条 校長は、この規程に基づき、その他の校内規程を定める。

(情報公開)

第16条 この規程及びその他の校内規程については、保護者及び市民等の閲覧に供することができるよう整備する。

(個人情報保護)

第17条 個人情報保護の管理については、「清瀬市学校教育情報セキュリティポリシー Ver.1.0（令和3年4月）」に則って運用する。

第18条 この規則の施行に必要な様式は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

清瀬市立清瀬中学校 学校運営連絡協議会要項

(目的及び設置)

第1条 学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に反映し、開かれた学校づくりを推進することを目的とし、清瀬市立清瀬中学校運営連絡協議会（以下「学校運営連絡協議会」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 学校運営連絡協議会は、前条の目的を達成するため、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

(組織)

第3条 学校運営連絡協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 校長、副校長
- (2) 校長が推薦し、市教委が委嘱する保護者・地域等の代表
- (3) 内部委員は主幹教諭とし、さらに生活指導主任及び外部機関関係者を加えて学校サポートチーム機能をもたせる。

第4条 学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は第1回学校運営連絡協議会開催日から当該年度3月31日までとする。

(会長及び職務代理)

第6条 学校運営連絡協議会には会長を置く。

- 2 校長が会長を務める。
- 3 会長は、学校運営連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長職務代理者は副校長とし、会長に事故ある時は職務を代理する。

(招集・報告)

第7条 会長は年に2回以上、定例の学校運営連絡協議会を招集する。

- 2 会長は、必要に応じて定例会以外に学校運営連絡協議会を招集することができる。
- 3 会長は、会議の必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会の公開)

第8条 学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

附則 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

清瀬市立清瀬中学校 学校給食運営協議会要項

(目的及び設置)

第1条 学校給食調理業務委託実施校である清瀬市立清瀬中学校における学校給食調理業務を、円滑かつ効率的に推進することを目的とし、清瀬市立清瀬中学校給食運営協議会（以下「給食運営協議会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 給食運営協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 学校給食調理業務に関する事項
- (2) その他協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 給食運営協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 学 校 4名（校長、副校長、給食担当教員1名、栄養士）
- (2) 保護者 3名（PTA会長を含む）

(3) 受託業者 2名 (清瀬中学校担当責任者及び調理主任)

(4) 教育委員会職員1名 以上 10名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし委員が欠けた時の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び職務代理)

第5条 給食運営協議会には会長を置く。

2 校長が会長を務める。

3 会長は、給食運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長職務代理者は副校長とし、会長に事故ある時は職務を代理する。

(招集・報告)

第6条 会長は給食調理業務委託業者更新の年にあつては年3回、その翌年にあつては年2回、その他の年にあつては年1回、定例の給食運営協議会を招集する。

2 会長は、必要に応じて定例会以外に給食運営協議会を招集することができる。

3 会長は、会議の必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 教育長の必要があると認めるときは、協議内容について会長は教育長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 給食運営協議会の庶務は、清瀬市立清瀬中学校において処理する。

附則 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

清瀬市立清瀬中学校 学校保健委員会設置要項

(設置)

第1条 学校保健安全法(平成20年6月施行、平成27年6月改正)や平成20年1月文部科学省中央審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」の趣旨及び清瀬市立学校の管理運営に関する規則に基づき、児童の健康を保持増進し食育等の充実を図るため、清瀬市立清瀬中学校保健委員会(以下「学校保健委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 学校保健委員会は、前条の目的を達成するため、児童生徒の健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する。

(組織)

第3条 学校保健委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

(1) 学校(校長、副校長、保健主任、養護教諭、栄養士、その他の教職員)

(2) 学校医、学校薬剤師

(3) 保護者代表

(委員会の開催)

第4条 校長が委員長を務める。

2 委員長職務代理者は副校長とし、委員長に事故ある時は職務を代理する。

3 委員会の開催は年1回以上とし、委員長が必要であると認めるときは随時開催する。

(関係職員の出席)

第5条 委員長または委員会は、必要であると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求める事ができる。

(プライバシーの保護)

第6条 委員会で知り得た情報については、プライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、関係者が不利益な扱いを受けないように留意しなければならない。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会が定める。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。